

国家公務員(一般職・専門職)/地方上級 公務員試験準拠テキスト

数的推理・資料解釈 社会科学 民法

体験版

このPDFについて

- ★本PDFは、東京アカデミーの公務員試験対策講座受講生限定のオリジナル参考書「公務員試験準拠テキスト」の抜粋で構成した体験版です。
- ★「公務員試験準拠テキスト」は各種公務員試験の過去問題を収集し、東京アカデミー講師陣によって長年の分析を基に作成したオリジナル参考書です。
- ★「公務員試験準拠テキスト」は受講生限定冊子です。模試受験者・無料イベントのみ受講の方には配布しておりません。

最新の試験情報に基づいて

大卒程度公務員試験を徹底分析!

東京アカデミー独自の合格ノウハウを満載したオリジナル参考書



数と式の計算

公務員試験の中でも最重要科目である「数的推理」「判断推理」は、章ごとに豊富な例題を掲載し、その後実際に出题された過去問とその解説を掲載するスタイルになっており、一般知能分野が苦手な受験生でも、繰り返し類似問題に取り組めば基礎力が強化できるように編集しています。

ある。基本的な数の計算や公式を上手く使って問題を解けるように

頻出度 国：★★★★ 地：★★★★
市：★★★★ 警：★★★★

1 倍数・約数・素因数分解

受講生限定、
門外不出の合格バイブル。
公務員試験の「狙われやすい箇所」
だけを徹底解剖！

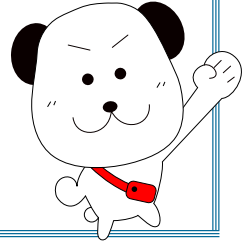
POINT 1

約数の意味・倍数の意味

$a = b \times c$ (ただし a, b, c は整数) と書き表したときに、以下のことがいえる。

- ・ a は b の倍数 ・ a は c の倍数
- ・ b は a の約数 ・ c は a の約数

- ① 自然数：1, 2, 3… (正の整数と同じ意味)
- ② 整数：… - 2, - 1, 0, 1, 2, …
- ③ 正の数は + (プラス), 負の数は - (マイナス), 0 は正の数でも負の数でもない。



例題 1 3 の正の倍数を小さい方から順に 3 つあげよ。

正答 3, 6, 9 ◀ 正のという制限があるから、0 やー (マイナス) は入れない

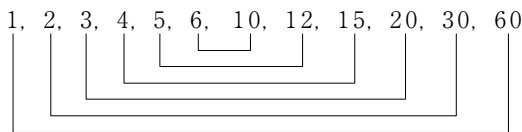
例題 2 12 の約数をすべてあげよ。

正答 ± 12, ± 6, ± 4, ± 3, ± 2, ± 1 ◀ マイナスの数も入れる

例題 3 60 の正の約数をすべてあげよ。

解法

1, 2, 3, 4, … と順番に書き出していくと、漏れがあるかもしれないため、



基礎から合格レベルまで。
何から始めればいいのか迷わない！

と、かけて 60 になるペアをつくりながら書いていこう。

また、約数の個数の公式 (POINT 5 参照) を使って、その個数があるかを確かめると完璧である。

ここからは、基本的に約数も倍数も負の数を含まないことにする。

正答 1, 2, 3, 4, 5, 6, 10, 12, 15, 20, 30, 60

POINT 2

倍数かどうかの判定法

- ① 2の倍数…1の位が0, 2, 4, 6, 8ならば, その数は2の倍数。
- ② 3の倍数…各位の数の和が3の倍数ならば, その数は3の倍数。
- ③ 4の倍数…下2ケタが4で割り切れたら, その数は4の倍数(00も可)。
- ④ 5の倍数…1の位が0か5ならば, その数は5の倍数。
- ⑤ 6の倍数… $2 \times 3 = 6$ だから, 2の倍数の条件も満たす必要がある。
- ⑥ 8の倍数…下3ケタが8で割り切れたら, その数は8の倍数。
- ⑦ 9の倍数…各位の和が9の倍数ならば, その数は9の倍数。
- ⑧ 11の倍数…「右から奇数番目の位の数の和」と「偶数番目の位の数の和」の差が11の倍数であれば, その数は11の倍数。
(例) 76197は, $7 + 1 + 7 = 15$ と, $9 + 6 = 15$ と、差が0だから11の倍数。

過去問分析 × 出題頻度重視設計
本テキストは、大卒程度公務員試験の出題傾向を徹底分析し、
✓ **出題頻度上位論点に絞り込み**
✓ **本番形式に近い構成**
✓ **得点直結ポイントを明確化**
"合格ラインを超える"ために最適化しています。

本試験までの限られた時間を有効に使い、**必要最小限の努力で最大の効果を発揮**できる

$10a + b$ と表して見て、 $a - 2b$ が7の倍数ならば、その数は7の倍数。
731は $73 + 1$ と表せる。 $73 - 2 \times 1 = 71$
71は7の倍数ではないので、731は7の倍数ではない(実際に7で割る方が早い)。

例題 4 9秒ごとに一瞬だけ点灯する電灯がある。いま、この電灯が点灯したとすると、いまから30時間30分27秒後には点灯しているか、していないか。

解法

30時間30分27秒 = $3600 \times 30 + 60 \times 30 + 27 = 109827$ 秒
1時間は3600秒 ▲ ▲ 1分は60秒
109827は、各位の和を調べると、 $1 + 0 + 9 + 8 + 2 + 7 = 27$
27は9の倍数だから、109827は9の倍数。

正答 点灯している

POINT 3

素数とは何か

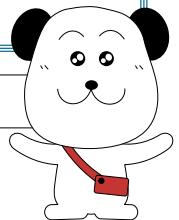
1とその数自身しか約数をもたない数(負の数は除く)。ただし、1は素数ではない。

例題 5 1～20の素数をすべてあげよ。

解法

- まず、1～20をすべて書く。
- 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20
- 1は素数ではないから1を消す。
~~1~~, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20
 - 2は素数。2は消さないで、2以外の2の倍数を消す。
~~1~~, 2, 3, ~~4~~, 5, ~~6~~, 7, ~~8~~, 9, ~~10~~, 11, ~~12~~, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20
 - 3は素数。3は消さないで、3以外の3の倍数を消す。
~~1~~, 2, 3, ~~4~~, 5, ~~6~~, 7, ~~8~~, 9, ~~10~~, 11, ~~12~~, 13, ~~14~~, ~~15~~, ~~16~~, 17, ~~18~~, 19, 20

「わかる」から「解ける」への最短距離
POINT 解説→例題→本試験チェックのステップで
受験生が苦手とする数的・資料も得点源に!



精神的自由権

社会科学のような出題範囲の広い教養科目では、過去の試験データを徹底的に分析して、各試験種ごとの出題傾向を正確に把握した上で、頻出度の高い重要分野を厳選し、得点に直結するポイントに絞って詳しく解説しています。

る。2023年各市役所B日程試験で出題されている。バランスのよい自由の「検閲の禁止」は、地方上級試験において繰り返し出題される。

1 思想・良心の自由(19条)

頻出度 国：－ 地：－
市：★ 警：★★

19条：思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

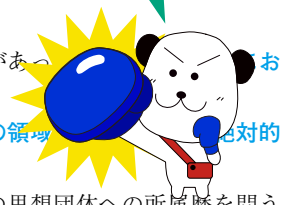
表現の自由(21条)、信教の自由(20条)及び学問の自由(23条)といった権利である。

Point!

- ・大日本帝国憲法下では保障されておらず、治安維持法などによる思想の弾圧があった**いて明文化された。**
- ・民主主義を否定する思想や社会を混乱に陥れるような思想を抱いても、**内心の領域**に**対的に保障**される。
- ・**思想に関する沈黙は絶対的に保障**されており、公権力が個人に対して特定の思想団体への所属歴を問うこと等は思想・良心の自由の侵害に当たる。

***事実に関する沈黙**は21条の保障のもとにあり、これについては**公共の福祉による制約**がある。たとえば、裁判所は証人として尋問する権限を有するので、裁判において証人に自己の知っている事実について証言義務を課しても、憲法19条には抵触しない。

出題傾向に沿って
狙われやすい分野を
ピックアップ



判例

- ▶謝罪広告請求事件…他人の名誉を毀損した者に対して、被害者の名誉を回復する手段として謝罪広告を公表するように裁判所が命じることは、それが単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明するにすぎない場合、思想・良心の自由を侵害するものではないとした(最大判S31.7.4)。

こう出た!
本試験

公権力が個人に対して特定の思想団体への所属歴を問うことは、思想そのものを尋ねているわけではないので、思想・良心の自由の侵害には当たらない。

(2014年警察官)

誤り。思想に関する沈黙の自由までも保障しており、公権力が思想・良心を強制的に告白させることは許されない。

実際に
出題された
過去問を
チェック!

解き方が
わかれば、
試験で怖く
なくなる!

2 信教の自由と政教分離の原則(20条)

頻出度 国：－ 地：★★★
市：★★★★ 警：★

20条1項：信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

20条2項：何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

20条3項：国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

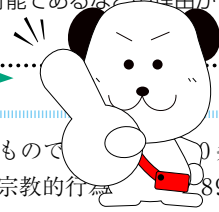
戦前の日本では、大日本帝国憲法において、一応の信教の自由は保障されていた(28条)。しかし、事実上、神社神道が国教的な地位を占め、軍国主義の支柱となっていた。そうした歴史的経緯を踏まえ、日本国憲法では、個人の**信教の自由**を保障するとともに、国家と宗教の分離(**政教分離の原則**)を定めた。

二 信教の自由

信教の自由には、①**信仰の自由**、②**宗教的行為の自由**、③**宗教的結社の自由**が含まれる。信仰の自由は、個人の内心にとどまるものであり、他人の人権と抵触することはないため、**絶対的に保障される**。外部的行為を伴う場合（宗教上の祝典、儀式、行事、宣伝、布教活動等）には一定の制約が可能とされている。

判例

- ▶ 加持祈祷事件…宗教行為となされた加持祈祷であっても、他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使にあたり、それにより被害者を死に至らしめた場合には、憲法20条1項の信教の自由の保障の限界を逸脱するため、これを処罰しても違憲ではないとした（最大判S38.5.15）。
- ▶ 宗教法人オウム真理教事件…著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為及び宗教団体の目的を著しく逸脱した行為を行ったとして、宗教法人への解散命令が請求された事件。この解散命令の制度は、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に横から口出しするものではなく、信者らの宗教上の行為に支障が生じて、それは解散命令に伴う間接的で事実上のものにすぎず、必要でやむを得ない法的規制であるとして、憲法20条1項に反しないとした（最決H8.1.30）。
- ▶ 剣道実技拒否事件…信仰する宗教に反する行為を理由として、公立学校の学生に対し、学校長が代替措置などを配慮せずに、**原級留置・退学処分**となったことについて、**試験範囲に含まれる膨大な判例や条文を、すべて丸暗記する必要はありません。プロの目で厳選してピックアップした、合格ラインを突破するために不可欠な今後狙われやすいものだけを掲載しているため、最小限の努力で最大限の成果を狙うことが可能です！** 可能であるなどの理由から、



二 政教分離の原則

政教分離の原則とは、**国家と宗教の関わり合いをすべて排除する趣旨ではない**。教育の機会均等、文化財保護のために、国家が宗教団体へ助成することは、制度の核心が妨げられない限り許される。憲法20条1項は宗教団体の国からの特権の授受・政治上の権力の行使の禁止、3項は国による宗教的行為の禁止、89条は宗教団体への公金支出の禁止を規定している。

Point!

- ・ **制度的保障**…政教分離の原則は信教の自由を確保するための制度それ自体を客観的に保障したものであり、**制度の核心・本質的部分については立法によっても侵害することはできない**。
 - ・ **限界分離説**…政教分離の原則は、**国家と宗教の関わり合いをすべて排除する趣旨ではない**。教育の機会均等、文化財保護のために、国家が宗教団体へ助成することは、制度の核心が妨げられない限り許される。
- 憲法20条1項により国から特権を受けることは禁止されているが、**政治活動を行うこと自体は許されている**。

丁寧な解説で
つまみポイント
を徹底排除！

- ・ ある国家行為が政教分離の原則に違反する場合、国民は、地方自治法に定められている**住民訴訟によって**、違反を争うことができる。

判

- ▶ 津地鎮祭訴訟…津市が市立体育館の起工式の際に行った地鎮祭に対し、初穂料として公金を支出したことは、地鎮祭の宗教的意義はなく、また、神道を援助・助長したり他の宗教に圧迫・干渉を加えたりする効果もないことから宗教的活動にはあたらないため、政教分離の原則には違反しないとされた（最大判S52.7.13）。

こう出た！ 本試験

政教分離の原則は公教育の宗教的中立性を求めるが、場合によっては**公立学校が特定の信仰をもつ児童・生徒に対して配慮することも許されるものと解される**。

（2015年地方上級）

正しい。判例は、自ら信仰する宗教を理由に必修科目である体育の剣道実技を拒否した公立学校の学生に対し、学校長が代替措置などを配慮せずに、**原級留置・退学処分を下すことは許されないとした**（最判H8.3.8 剣道実技拒否事件）。

2 人

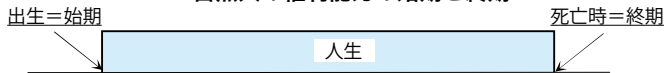
重要度

A

「憲法」「民法」等の法律系科目は、過去問で出題されている条文や判例を精査し、今後、狙われやすいものをピックアップしています。

民法上の権利義務の主体となることのできる資格または地位を権利能力といいます。近代民法の下においては、すべての人間(=自然人)に平等な権利能力が認められています(権利能力平等の原則)。権利能力の始期は出生した時です(3条1項)。「出生」とは胎児が母体から全部露出した時というのが通説です。権利能力の終期は死亡の時です。

自然人の権利能力の始期と終期



絶対に覚えておきたい条文や判例をピックアップ!

見には原則として権利能力が認められませんが、不法行為に基づく損害賠償請求(721条)、遺贈(965条)に関しては、胎児は既に生まれたものとみなされます。

Check The 条文

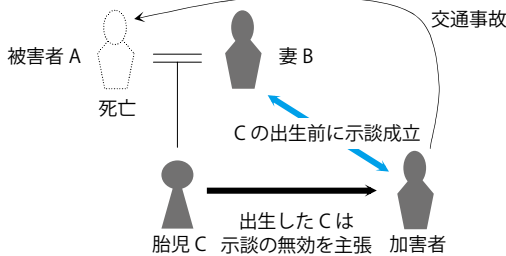
(損害賠償請求権に関する胎児の権利能力)

721条 胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。

ケーススタディ

胎児の権利能力はいつから認められるのか

Aが交通事故で死亡し、加害者に対する損害賠償請求について、その妻Bが胎児C(Aの子)の法定代理人として和解(示談)を締結しました。この場合、出生後のCはこの和解の無効を主張できるでしょうか。

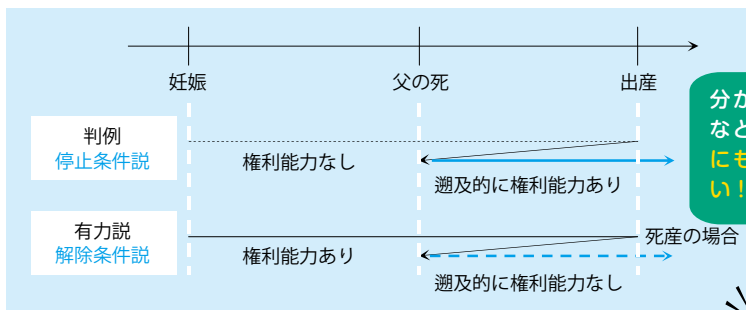


ケーススタディ解説

胎児が例外的に生まれたとみなされる場合の法律上の地位については、胎児中は権利能力がなく、生きて生まれた場合に問題の時点まで生まれた時期を遡及させて文字だけでは限界がある法律科目も、生まれた場合に限り、不法行為や相続などの時に既に生まれていた豊富な「図解」があるから一瞬でイメージ化。考え直すので初学者でもスラスラ読める!

そこで、Aが交通事故で死亡した時期には、胎児Cは損害賠償請求権を持ちません。後にCが生きて生まれた場合に限り、不法行為の時に既に生まれていたものとみなして、出生の時以後に損害賠償請求権の行使を認めるのです。そのため、Cが胎児である時点では、BがCの法定代理人として、Cの損害賠償請求権を処分して和解(示談)を締結することはできません。和解は無効です。出生後のCはこの和解の無効を主張できます。

なお、有力説は、胎児の段階から制限的な権利能力が認められ、胎児中に法定代理人がその権利を行使できるとしています(解除条件説)。



分かりやすい図表などで苦手な科目にも取り組みやすい!



Hi, Check! 権利能力の発生時期

権利能力は、母体から全部露出した時に取得される。

Let's Try 過去問

胎児は、母体から完全に露出し、かつ出生届が出された時に、権利能力を取得する。

2 行為能力

1 意思能力

意思能力とは、自分の行為の法的な意味を認識し、その結果を判断することができる知的能力をいいます。すなわち、自分の行為により自分の権利義務にどのような変動が生ずるかを理解することができる程度の能力をいいます。およそ7歳から10歳ぐらいの知能といわれています。

意思無能力の状態で行った法律行為は無効です。意思無能力者とは具体的には、幼児や重度の精神病患者、泥酔者などをいいます。なお、不法行為に関しては、自己の行為の責任を弁識(物事の本質をはっきり見極めること)できる能力、すなわち責任能力が問題とされます(712条)。

Check The 条文

3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

2 行為能力

行為能力とは、単独で確定的に有効な法律行為を行うために必要とされる能力です。いくら、意思無能力の状態で行った法律行為は無効だといっても、実際にはその証明・判断は困難です。この法律行為の取消しを認めることにして、十分な判断能力を備えていない未成年者の保護も図ることにしました。これが行為能力の制度です。

準拠テキストを使えば
・迷いがなくなる
・勉強時間を短縮できる
・本番で「見たことある」が増える
・無駄な努力を減らせる
遠回りしない、公務員試験対策!

人を、制限行為能力者と呼び、民法上、未成年者、成年被後見人、被保人(成年被後見人(成年後見制度)の審判を受けた場合)の4種が制限行為能力者と定められています。

	権利義務の主体となる資格
意思能力	自分の行為の性質を判断することができる精神能力
行為能力	単独で確定的に有効な法律行為を行うことができる能力

受講生
限定!

公務員試験 準拠テキスト

ラインナップ

数的推理・資料解釈 / 判断推理・空間把握 / 社会科学 / 人文科学 / 自然科学 / 文章理解
憲法 / 民法 / 行政法 / ミクロ経済学 / マクロ経済学 / 政治学 / 行政学 / 財政学



東京アカデミーの「知識」と「歴史」が詰まった

“合格へ導く”オリジナル教材

電話からのお問い合わせはフリーコールへ



通話料無料!スマホもOK!
0120-220-731

東京アカデミー
公式サイト

X
(旧 Twitter)

